



心配ごと・困りごと、人権・行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめんどごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください(予約不要)。

◆開催日時・場所

- ・ 2月5日(金)午前10時～正午
蜷川生活改善センター
 - ・ 2月5日(金)午後1時30分～午後3時30分
伊田浦老人憩の家
 - ・ 2月9日(火)午前10時～正午
午後1時30分～午後3時30分
黒潮町総合センター(佐賀支所前)
- お問い合わせ
佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎5513113



幡東地区保護司会・浦田信さんが法務大臣表彰受章

昨年11月18日に高知市で行われた高知県更生保護事業功労者顕彰式典において、幡東地区保護司会の浦田信さんが多年にわたり、罪を犯した人々の改善更生と犯罪の予防に尽力した功績が顕著であり、ほかの模範として推奨するに値するとして「法務大臣表彰」を受章されました。



黒潮町教育ローン等利子補給金のご案内

町では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を緩和するため、修学のために借り入れた教育資金の支払利息について補給金を交付します。

◆申込受付期間

1月8日(金)～2月10日(水)

◆交付対象者

①令和2年4月1日(基準日)において町内に1年以上住所を有し、学校教育法の規定に基づく中学校、高等学校、大学(短期大学を含む)、高等専門学校、若しくは専修学校に修学するための教育資金を、金融機関又は(株)日本政策金融公庫等から借り入れた者。(現在在学中の本人又はその養育者に限る)

ただし、借入者が在学生本人で、町内に住所を有しておらず、その養育者が基準日において町内に1年以上住所を有している場合は、在学生本人を交付対象者とする。

- ②町税等を滞納していない者。
- ③退学、休学者は対象外とする。

◆利子補給金の額

令和2年4月1日から翌年3月31日までの間に償還が到来し支払う利子。(償還の遅延によるものは対象としない。)

在学生1人につき2万4千円以内

◆申請の手続き

教育ローン利子補給金の交付を希望する方は、次の書類を提出してください(すべての書類は1部で結構です)。

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②金融機関との資金貸付契約書の写し及び償還表の写し
- ③在学証明書又は学生証
- ④調査同意書

◆申請書などの交付場所

・教育委員会(本庁)、佐賀支所
○申込み・お問い合わせ
教育委員会 学校教育係

〒789-1199-2

黒潮町入野5893

☎4310044

